

特定健康診査・特定保健指導を実施します

当組合では「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

特定健康診査はメタボを判定する健診で、その結果として高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病のリスクの高い方は、特定保健指導を受けていただくこととなります。

令和5年度も次のとおり実施しますので、対象となる組合員および被扶養者の皆さんはご自身の健康管理のため必ず受診しましょう。

年に一度の
健康チェック
ぜひご受診を！

詳しくはこちら



特定健康診査



特定保健指導



特定健康診査について

● 対象者

令和5年度中に40歳以上75歳未満に達する組合員（任意継続組合員を含む。）およびその被扶養者
※短期組合員およびその被扶養者については、15ページをご参照ください。

● 特定健康診査受診方法

■ 組合員

職場の健康診断（各所属所が行う健診）または当組合指定健診機関の人間ドックのいずれかにより受診します。

■ 被扶養者・任意継続組合員およびその被扶養者

当組合ホームページ掲載の医療機関での健診、居住地の住民健診、巡回型特定健診（現職組合員（短期組合員を除く）の女性被扶養者の方のみ）または当組合指定健診機関の人間ドックのいずれかにより受診します。対象者には5月下旬に「特定健康診査受診券」を交付します。

※パート先等で、健診を受けた被扶養者の方は、健診結果票（写）等を当組合に提出してください。詳細については19ページをご覧ください。

（注）当組合ホームページに掲載の医療機関、居住地の住民健診または、巡回型特定健診で特定健康診査を受診する場合、その費用は無料となります。

検査内容

基本的な検査項目

■ 診 察	身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧
■ 脂 質	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
■ 代 謝 系	尿糖、空腹時血糖（随時血糖）またはHbA1c
■ 肝 機 能	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
■ 尿・腎機能	尿たんぱく

* 医師が必要と判断した方には詳細項目（心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査）が加えられます。

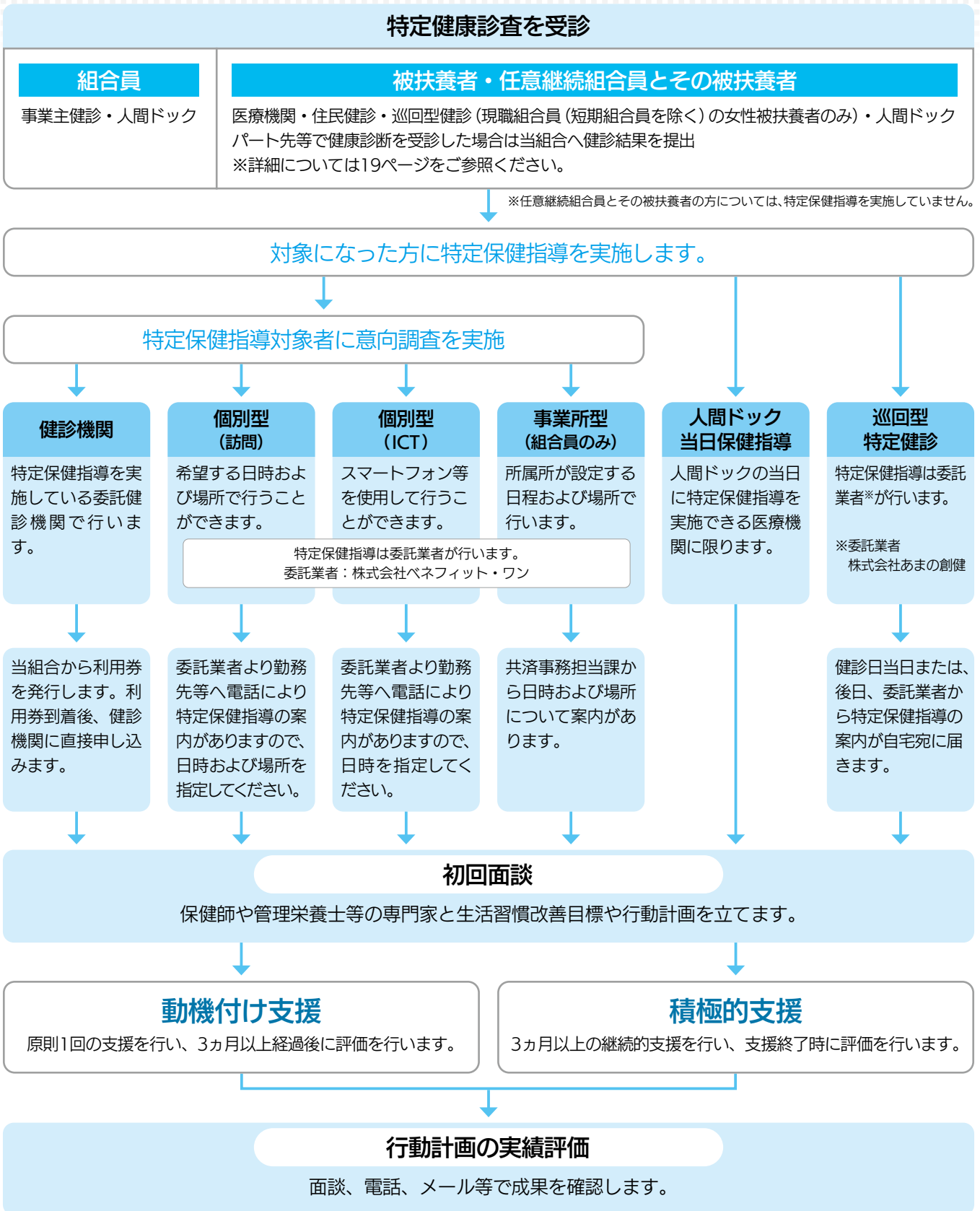
* 茨城県内の住民健診により受診される方は、医師の判断に関係なく詳細項目が受けられます。

* 服薬、喫煙歴などの問診を行います。

● 結果通知

特定健康診査を受けた方全員に健診機関から基本的な情報と受診結果が提供されます。

● 特定健康診査・特定保健指導の流れ



特定健康診査および特定保健指導の実施率については、共済組合が国で定められた目標値を達成できない場合、後期高齢者支援金に加算額（ペナルティ）が加わる場合があります。

加算対象となった場合、皆さんの短期給付掛金の増加にもつながりますので、対象の方は将来の生活習慣病予防のためにも必ず受診しましょう。

お問い合わせ先

医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413